

秘密保持契約書

_____ (以下「甲」という。)と (株) キャトルコンテンツ (以下「乙」という。)は、甲を委託者、乙を受託者とする業務委託契約締結の検討ために (以下「本目的」という。) 甲が乙に開示する甲の秘密情報の取り扱いに関し、次のとおり秘密保持契約 (以下「本契約」という。) を締結した。

第1条 (秘密情報の定義)

本契約において「秘密情報」とは、甲の保有する甲の顧客情報その他甲の業務上の一切の知識及び情報で、甲が乙に開示した時点において甲が秘密として取り扱っているものをいう。ただし、次の各号に該当することを乙が立証できた情報を除く。

- 1 乙が甲より開示を受けた時点においてすでに公知となっているもの
- 2 乙が甲より開示を受けた後、公知となったもの
- 3 乙が甲より開示を受ける前に乙が自ら適法に知得し、又は正当な権利を有する第三者より正当な手段により入手していたもの

第2条 (秘密保持義務)

乙は、秘密情報を厳に秘匿し、甲の事前の書面による承諾なく、第三者に開示、提供、漏洩し、また本目的外に使用 (以下「秘密情報の漏洩等」という。) してはならない。ただし、甲に対して事前に通知したうえで、裁判所の命令その他の公的機関による法令に基づく開示の要求に応じて必要最小限の範囲で開示する場合はこの限りでない。

第3条 (開示の範囲)

- 1 乙は、秘密情報を、本契約に従事し、かつ当該秘密情報を知る必要のある乙の役員又は従業員に限り、必要な範囲内でのみ開示することかできる。
- 2 乙は、当該役員又は従業員による秘密情報の漏洩等について全責任を負うものとし、かつ当該役員又は従業員に対し、本契約上の乙の義務を遵守させなければならない。
- 3 乙は、本条第1項に基づき、乙の役員又は従業員に対し秘密情報を開示しようとするときは、事前に当該役員又は従業員の氏名及び当該役員又は従業員に開示する秘密情報の範囲を、書面で甲に通知するものとする。甲に通知した事項を変更する場合も同様とする。

第4条(差止め)

乙が 本契約に定める条項に違反して秘密情報の漏洩等をし、又はするおそれが生じた場合、甲は乙に対し、当該違反行為の差止めを請求することができる。

第5条(有効期間)

- 1 本契約の有効期間は契約締結日から1年間とする。
- 2 前項の定めにかかわらず、第2条及び第6条の規定は、本契約の終了原因の如何を問わず、本契約終了後も有効に存続する。

第6条(合意管轄)

本契約に関して紛争が生じた場合には、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第7条(協議) 本契約に定めのない事項、又は本契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲(住所) (名称)

乙(住所) (名称)

〒650-0022 兵庫県神戸市中央区元町通り3-9-8 パルパローレビル3F
株式会社 キャトルコンテンツ
ディレクター 伊佐 宏之